短期借入金の返済による支出	△ 8,120,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 9,000,000,000
民間出えん金の受入れによる収入	686,932
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,183,751,380
Ⅳ　資金に係る換算差額	2,002,191
Ⅴ　資金増加額	713,840,174
Ⅵ　資金期首残高	45,257,593,727
Ⅶ　資金期末残高	45,971,433,901

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ　重要な会計方針

1　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	１～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	８年
商標権	10年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。

4　賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員への賞与のうち、運営費交付金により財源措置される部分については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

5　貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6　退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生事業年度において一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置される部分については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

7　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業準備金

翌事業年度以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条第２項に定める基準に基づき計上しております。

⑵　特定業務特別準備金

翌事業年度以降の特定業務の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第８条の３の規定に基づき、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の５に相当する金額を計上しております。

8　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法によっております。

9　棚卸資産の評価基準及び評価方法

書籍、貯蔵品

先入先出法による低価法によっております。

10　収益及び費用の計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業に係る収益

主にスポーツ振興投票券の販売による収益であり、スポーツ振興投票券の購入者がスポーツ振興投票の結果が確定した後に払戻金等の交付を受けることが可能となることで履行義務が充足されると判断し、スポーツ振興投票の結果の確定の時点で収益を認識しております。

⑵　国立競技場等運営に係る収益

主に国立競技場、国立代々木競技場及び秩父宮ラグビー場等の利用による収益であり、利用申請に基づく顧客の利用が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

⑶　公共施設等運営権の設定に係る収益

国立競技場に係る公共施設等運営権対価による収益であり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時の経過に応じて履行義務が充足されるため、運営開始日以後事業期間に応じて収益を認識しております。

⑷　国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター運営に係る収益

主に国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの利用、ネーミングライツの導入による収益であり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

⑸　受託事業に係る収益

受託事業に係る収益は、国から支出された委託費であり、委託契約に基づいて、サービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。